**「地域における起業等の実践を支援する仕組みに関する調査検討業務委託」**

**事業受託候補者特定に係る実施要領**

（趣旨）

第１条　「地域における起業等の実践を支援する仕組みに関する調査検討業務委託」の発注に際し、プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以降「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は、横浜市青葉区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「青葉区指名業者選定委員会」という。）において実施し、審議事項は次のとおりとする。

(1) プロポーザルの実施に関する審査

ア　プロポーザル手続き及び公募条件の決定

イ　プロポーザルの評価方法の決定

ウ　プロポーザル関係書類提出要請書（以下「提出要請書」という。）の審査

エ　その他必要と認めるもの

(2) 選定に関する審査

ア　プロポーザルの評価

イ　事業を委託する事業者の選定

ウ　プロポーザルの評価結果の通知

（提出の要請）

第３条　プロポーザル提案書の提出は、提出要請書によるものとし、次の各号に掲げる事項について明示する。

(1) 当該事業の概要・基本計画等

(2) プロポーザルの手続き

(3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

(4) 評価委員会及び評価に関する事項

(5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第４条　提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

(1) 当該業務の実施方針

(2) 当該業務の実施内容

(3) 活動実績及び事業の実施体制

(4) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第５条　プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務の実施方針及び提案内容等

ア　業務目的の理解度

イ　業務方針の明確性

ウ　青葉区に対する理解度

エ　業務内容を踏まえた調査検討の企画力

オ　提案内容の実現性

カ　提案スケジュールの実現性

 (2) 実施体制

ア　担当者の構成・人数

イ　同種又は類似業務の実績内容

ウ　ワーク・ライフ・バランスに関する取組

２　プロポーザルの評価にあたって、評価委員会にて提案者にヒアリングを行うものとする。

３　提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

４　特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第６条　評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) ヒアリング

(3) プロポーザルの評価結果の通知

２　評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長　　青葉区　福祉保健課長

副委員長　青葉区　区政推進課長

委員　　　青葉区　地域振興課長

委員　　　青葉区　高齢・障害支援課長

委員　　　青葉区　こども家庭支援課担当課長

３　委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

４　評価委員会は、委員の５分の４の出席をもって成立する。

５　評価委員の採点の合計点数が、満点の10分の６以上のものの中から高い順に受託候補者を決定する。

６　評価結果において、同点の場合が生じたときは、加重配点部分の合計点が高いものとする。なお、加重配点部分の合計点においても同点の場合は、第５条第１号「エ業務内容を踏まえた調査検討の企画力」の評価結果によって決する。

７　委員長は、評価結果を青葉区指名業者選定委員会に報告するものとする。

（提案資格確認の通知）

第７条　実施要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く５日後の午後５時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

２　前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く５日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

（評価結果の通知）

第８条　実施要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く５日後の午後５時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

２　前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く５日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、令和２年７月10日から施行する。